

第3章 これまでの取組と成果

1 これまでの取組と成果

かごしま子ども未来プラン 2015（2015（平成 27）年度～2019（令和元）年度）では、「ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として、結婚、妊娠・出産への支援や、子育ての経済的負担の軽減、子どもの貧困対策の推進、仕事と生活の両立の推進など、様々な施策を展開してきました。

このような取組もあり、本県の合計特殊出生率は、2018（平成 30）年は 1.70 であり、過去最低の 2004（平成 16）年から持ち直してきており、全国では第 4 位となっています。（図表－ 16、図表－ 17）

また、少子化の原因の一つである晩婚化、晩産化については、平均初婚年齢や第 1 子出生時の母の年齢は、2015（平成 27）年以降、進行に歯止めがかかっている状況です。（図表－ 9、図表－ 21）

「県民意識調査」によると、子育てしやすくなったと感じる人の割合が、前回調査時（2013（平成 25）年）の 7.6%から 2018（平成 30）年の調査時は 20.8%に増加しています。（図表－ 50）

<かごしま子ども未来プラン 2015 における施策の構成>

[1]ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

	施策の方向	基本施策	施策目標
ライフ ステ ージ に 応 じ た 支 援	1 総合的な結婚支援の推進	(1) 結婚への支援	① 結婚に対する取組支援 ② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備
	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実
			② 保育サービスの充実
		(2) 子育ての経済的負担の軽減 (3) 子どもの健康の確保及び増進	③ 子育て支援のネットワークづくり
			④ 子どもの健全育成
			⑤ 地域における人材養成
(4) 障害児や要保護児童等への対策の推進	① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減 ① 乳幼児等の保健対策の推進 ② 小児医療の充実 ③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ④ 「食育」の推進		
(5) 子どもの貧困対策の推進	① 障害児施策の充実等 ② 児童虐待防止対策の推進 ③ 社会的養護体制の充実 ④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援		
(6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進	① 教育支援の充実 ② 生活支援の充実 ③ 保護者に対する就労支援の充実 ④ 経済的支援の充実		
(7) 鹿児島県の特徴を生かした施策の推進	① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
通 じ た 支 援	4 成長に応じた教育の推進	(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 仕事と子育ての両立支援等の推進	(1) 仕事と生活の両立の推進 (2) 雇用の場の確保	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ① 県内雇用の確保と創出

[2]社会全体で行動し、少子化対策を推進

	施策の方向	基本施策	施策目標
1	結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進
		(2) 子育てを支援する生活環境の整備 (3) 子どもの安全の確保の推進	① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ② 被害に遭った子どもの保護の推進 ③ 地域における子どもの安全確保
2	企業の取組促進	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

2 目標達成状況

かごしま子ども未来プラン 2015 においては、少子化対策に直結し、「重点目標及び施策の方向」で位置づけた主な取組に関連する「重点数値目標」をはじめ 54 項目の数値目標を設定しており、達成状況（2018（平成 30 年）度末時点）については、既に目標を達成したものが 20 項目、概ね順調に進捗しているものが 12 項目となっています。

(1) 重点数値目標

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	婚活サポーターの委嘱数	人	244	307	1,000	
2	婚活イベントの年間情報提供数	回	20	77	70	
3	平均初婚年齢	歳	男性 30.5 歳 女性 29.0 歳	男性 30.4 歳 女性 29.1 歳	現状より若く する	
	A いずれは、結婚しようとする未婚者の割合	%	70.3	68.5	増加させる	
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	
	B 予定している子どもの数が 2 人以上と答える人の割合	%	63.1	74.7	増加させる	
5	保育所等待機児童数	人	232	244	0	
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	か所	82	104	97	
7	延長保育事業の受入可能者数	人	13,995	28,268	28,107	
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	人	14,014	46,988	40,941	
9	放課後児童クラブ待機児童数	人	246	437	0	
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	か所	12	19	20	
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合	%	7.6	20.8	増加させる	
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している人の割合 ①女性の妊娠する力は歳を重ねるにつれて下がっていく ②男性も歳を重ねると精子の数が減る	%	—	①94.5 ②84.9	70.0%	
11	男性の育児休業取得率	%	1.3	5.5	6.4	
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	50.7	54.2	70	
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合	%	9.8	15.4	増加させる	

(2) 包含する計画において掲げる目標値

① 母子保健計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	妊娠 1 1 週以内での妊娠の届出率	%	88.8 ^{※1}	90.7 ^{※3}	100.0	暫定値
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	3.0 ^{※2}	2.4 ^{※3}	0.0	暫定値
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	%	4.3 ^{※2}	0.8 ^{※3}	0.0	暫定値
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重 2,500 g 未満) (出生百対)	%	10.4 ^{※4}	11.5 ^{※5}	減少させる	平成 29 年度実績
5	乳児死亡率 (出生千対)	—	2.5 ^{※4}	2.6 ^{※5}	減少させる	平成 29 年度実績
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	市町村	3	20	20	
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	40	41	全市町村	
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	17	22	全市町村	
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	%	84.0 ^{※2}	78.7 ^{※3}	増加させる	暫定値
11	積極的に育児に参加している父親の割合	%	48.5 ^{※2}	65.0 ^{※3}	増加させる	暫定値
12	4 種混合の予防接種率	%	91.9	101.8	95.0 以上	
13	麻疹・風疹(MR)の予防接種率	%	92.4	97.4	95.0 以上	
14	3 歳児でむし歯のない者の割合	%	75.5 ^{※6}	81.2 ^{※7}	82.5	暫定値
15	1 2 歳児でむし歯のない者の割合	%	51.5	58.1	57.4	
16	1 0 代の人工妊娠中絶実施率 (1 5 ~ 1 9 歳人口千対)	人	7.9 ^{※8}	5.1 ^{※9}	7.0	平成 29 年度実績
17	1 0 代の性感染症の報告数 (1 定点医療機関あたり)	人	4.56 ^{※10}	3.63	減少させる	
18	1 0 代の自殺率 (当該年齢人口 1 0 万対)	人	2.5 ^{※11}	1.4	減少させる	平成 29 年度実績

※1 平成 25 年度実績

※2 厚生労働省による抽出調査 (平成 25, 26 年)

※3 厚生労働省母子保健課調査

※4 人口動態統計 (平成 25 年)

※5 人口動態統計 (平成 29 年)

※6 平成 25 年度 3 歳児歯科健康診査

※7 平成 30 年度 3 歳児歯科健康診査

※8 平成 25 年度衛生行政報告例

※9 平成 29 年度衛生行政報告例

※10 H25~26 年の 5 か年における 4 疾患の平均

※11 人口動態統計 (平成 21~25 年)

② 子どもの貧困対策計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	人	1,280	1,308	1,320	
2	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	市町村	3	3	10	

③ 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談数	件	743	544	増加させる	

(3) その他

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(幼・小・中・高校)	%	96.4	100.0	100.0	
2	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成(幼稚園・小・中・高校)	%	94.8	100.0	100.0	
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	店舗	1,849	1,843	2,100	
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施率	%	-	88.4	100.0	
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	千人	311	773	1,484	
6	休日保育の実施か所数	か所	23	25	30	
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	人	1,442	1,365	2,170	
8	幼稚園における預かり保育の実施率	%	-	71.5	100.0	
9	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	か所	2	14	42	
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	人	-	1,805	1,500	
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	人	101	1,034	450	
12	認可保育所等の利用定員総数	人	-	42,232	44,269	
13	交通安全教育の普及	回	314	256	320	
14	「育児の日」における企業の取組状況	社	123	126	200	
15	かごしま子育て応援企業登録数	社	263	452	470	
16	男性の家事・育児時間	時間	0 時間 53 分	1 時間 03 分	1 時間 07 分	平成 28 年度実績

第4章 計画の基本理念と推進体制

1 基本理念, 基本目標及び施策の方向

鹿児島県の未来を担うのは子どもたちです。人口減少, 子どもの減少に少しでも歯止めをかけることが必要です。結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望がない, 県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため, 切れ目のない支援が重要です。

また, 生まれながらの格差をなくし, 子どもたちが夢と希望を持って, 安心してたくましく, 心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため, 次の基本理念及び基本目標のもと, 5つの施策の方向に沿って, 各種施策を推進していきます。

基本理念: 子どもを産み育てやすい鹿児島県を目指して ~子どもたちの笑顔と未来のために~

基本目標: 個々人の結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望が, 県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し, 少子化に歯止めをかけるとともに, 次世代の育成を支援します。

施策の方向

① 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信, 個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。また, 安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境を整備し, 妊娠・出産, 産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

子育ての様々な不安や負担を和らげ, 全ての子育て家庭が安全かつ安心して子どもを育てられるよう, 社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに, 幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育ての経済的負担の軽減, 子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが, 豊かな心や健やかな体, 社会で自立する力を身につけられるよう, 知・徳・体の調和のとれた教育の推進や, 安全・安心で質の高い教育環境づくりを行います。また, 学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより, 次代の鹿児島県を牽引する人材を育成します。

④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子どもたちが, 家庭の経済的状況等にかかわらず, それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう, 児童虐待防止や子どもの貧困対策, ひとり親家庭の自立支援, 社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

仕事と生活、仕事と子育ての両立を可能し、各々のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるように、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備等を行います。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

2 施策体系

施策の方向	基本施策	掲載 頁
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1) 総合的な結婚支援の推進	89
	(2) 健やかな妊娠・出産への支援	91
	(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	96
2 安心して子育てができる社会づくり	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	102
	(2) 地域における子育ての支援	104
	(3) 保育士等の人材確保	115
	(4) 子育て世代の経済的負担の軽減	118
	(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	121
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	127
	(2) 安全で安心な学校づくり	131
	(3) <u>特別支援教育</u> の充実	133
	(4) 幼児教育の充実	135
	(5) 郷土教育の推進	137
	(6) 家庭教育の充実	139
	(7) 次世代をリードする人材の育成	142
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実	147
	(2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	152
	(3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	167
	(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	169
	(5) 子ども・若者の社会的自立の支援	172
	(6) 社会的養育の充実・強化	174
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	177
	(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	179
	(3) 雇用の場の確保	181

3 推進体制

(1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

具体的には、「県少子化対策推進本部」において、各種施策の総合調整を行い、全庁的に計画を推進します。

また、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である「鹿児島県子ども・子育て支援会議」の意見を踏まえ、計画を推進していきます。

(2) 県民との協働

計画の推進に当たっては、県民の理解と参加が不可欠です。

そのため、個人やボランティア、地域の自治会、NPO、企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し、それぞれの役割分担を踏まえながら、幅広い協働により計画を推進します。

また、市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町、村）民会議など、関係機関・団体等との連携を図ります。

(3) 市町村との連携

計画に掲載されている施策の中には、市町村が実施主体となる施策もあり、また、市町村の取組が積算基礎となっている数値目標もあることから、市町村の取組も円滑に推進していくことが重要です。地域における子育て支援や児童の健全育成、母子保健対策など、住民の日常生活に密着した、子育てしやすい環境づくりを図るため、市町村と連携しながら取組を進めます。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

4 点検, 評価, 見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

(1) 点検, 評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表します。

(2) 見直し

市町村においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととなっています。県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、県の計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

第5章 施策の方向

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進

《現状及び課題》

本県における2015（平成27）年の50歳時の未婚率は、男性22.60%、女性14.69%であり、初婚年齢や第1子出産年齢も年々上昇しており、未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因となっています（図表－8、図表－9、図表－21）。

「少子化等に関する県民意識調査」によると、結婚願望のある独身男女の割合は、20代で73.5%、30代で61.4%、40代で56.6%となっています（図表－10）。

また、独身でいる理由を尋ねたところ、「適当な相手にまだめぐり合わないから」と回答した人の割合が最も高く、結婚を希望しながらもその希望が実現できていないことがうかがえます（図表－12）。

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加えて、結婚に対する取組支援などが重要です。

このような状況に対応するため、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めるとともに、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実にも努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。

《施策目標及び具体的施策》

① 結婚に対する取組支援

ア 男女の新たな出会いへの支援

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするため、かごしま出会いサポートセンターの活用や出会いの機会に関する情報発信の充実にも努めるなど、男女の新たな出会いへの支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
出会いの機会の提供	独身男女の出会いを応援するため、ゆいネット ^(注15) などによる公共団体等が実施する独身男女の出会いと交流のイベント情報等の情報発信を行い、結婚につながる出会いの機会を提供	子育て支援課
結婚サポーターの育成及びネットワーク化	独身男女の結婚を支援する地域婚活サポーターや企業婚活サポーターに対して研修を行うなどの育成及びネットワーク化	子育て支援課
結婚支援体制の充実	独身男女の出会いを支援する「かごしま出会いサポートセンター」の周知を図り、会員登録数・成婚数を増加させ、支援体制を充実	子育て支援課

(注15) 本県で行っている市町村等が実施する出会いイベント情報を登録者にメールで配信する取組

② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

ア 結婚を応援する気運の醸成

地域における結婚を応援する気運の醸成や独身男女の結婚に対するポジティブな価値観を醸成するため、幅広い啓発活動に努めます。

また、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幅広い啓発活動の展開	各種広報媒体を活用した啓発活動の展開	子育て支援課
結婚に伴う新生活の支援	結婚資金など、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減	子育て支援課
企業等による結婚支援	企業や職場・地域などと連携を図りながら結婚支援の取組を促進	子育て支援課
ライフデザインの早期形成の推進	若年層におけるライフデザインの早期形成に向けたきっかけづくり	子育て支援課

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援

《現状及び課題》

安心して妊娠期を過ごし安全に出産を迎えるためには、妊娠期の適切な健康管理や、妊娠・出産に理解と配慮がある社会環境が重要です。

本県においては、妊娠満11週までの妊娠届出率が全国平均を下回っていることや、出産年齢の上昇などによる妊娠・出産にリスクの高い妊婦の増加、低出生体重児の出生割合が全国平均より高い水準にあることなどから、引き続き、妊娠・出産に関する安全性の確保を図ることが必要です（図表-21、図表-103、図表-107）。

さらに、妊娠・出産等に関する支援として、妊娠・出産に関する思春期からの正しい知識の普及啓発、リスクの高い妊婦に対する妊娠早期からの支援や相談体制の確保、産前・産後ケアの推進、望まない妊娠の予防、母子保健従事者の専門性の向上など、関係機関と連携した妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援が必要です。また、「育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合」が減少していることを踏まえ、市町村（子育て世代包括支援センター、母子保健担当課、福祉担当課等）や県発達障害者支援センター等の相談窓口、保育所等による一時預かりや県の障害児等療育支援事業等の支援策の周知を図る必要があります。

一方、不妊治療助成件数は増加傾向にあり、不妊に悩む人への精神的・経済的支援も求められています（図表-24）。

《施策目標及び具体的施策》

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

安心して出産を迎えるために、妊娠に対する正しい知識の普及や相談体制の充実のほか、妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健康診査受診等の妊娠中の健康管理についての啓発に努めます。併せて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

また、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目ない支援体制を推進するため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう、医療機関や行政等関係機関の連携による支援体制を推進します。さらに、妊産婦の心身の状態や胎児への負担に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊産婦の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の妊娠届出や妊婦健康診査受診による妊娠期の健康管理の重要性の啓発 ・市町村の母親学級・両親学級における妊娠や出産等に関する正しい知識の情報提供 ・父子手帳^(注16)の掲載による妊娠、出産、子育てへの配偶者の協力の大切さについて啓発 ・市町村や医療機関等との連携によるハイリスク妊産婦への保健指導の実施 ・働く妊婦の勤務上の配慮に係る母性健康管理指導事項連絡カード^(注17)の活用の促進 ・マタニティマーク^(注18)の普及啓発 ・パーキングパーミット制度^(注19)の普及啓発 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課 障害福祉課
低出生体重児低減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施 ・若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発を推進 	子ども家庭課 保健所
妊産婦への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施 ・医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 ・女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援妊産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への支援 	子ども家庭課 保健所

(注16) 父親の主体的な育児への取組を促すために作成したもので、本県では、県ホームページに父子手帳の情報を掲載している。

(注17) 妊娠中や出産後の健康保持のため、通勤緩和や休憩に関する措置が必要であるなど主治医等から受けた指導を事業主に明確に伝えるのに役立つ連絡カード。拡大コピーして用いることができるよう母子健康手帳に様式を記載してある。厚生労働省のホームページからもダウンロードできる。

(注18) 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

(注19) 障害のある人や介護の必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対し、駐車スペースの確保を図る制度

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
HTLV-1 ^(注20) 母子感染防止対策の推進	HTLV-1 キャリアの妊婦に対する精神的支援と、生まれてくる子どもへの感染を防ぐために、産科医療機関、保健所、市町村等が連携して、妊娠中から出産後、子育て期における支援を実施	健康増進課 保健所

イ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

不妊治療に係る費用や離島に居住する方の妊娠・出産に要する経費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊治療費の助成	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子育て支援課 保健所
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課
離島における出産経費の助成	常駐の産科医がない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課

ウ 不妊に悩む方等に対する支援の充実

不妊について専門的な相談を受けられる相談窓口の周知を図り、不妊治療についての適切な情報を提供するとともに、不妊治療を受ける場合の経済的負担の軽減に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島大学病院に設置した「専門相談窓口」において不妊治療等についての医師、助産師による電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 不妊相談従事者の専門性向上のための研修会の開催 	子育て支援課 保健所
不妊治療費の助成	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子育て支援課 保健所
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課

(注20) ヒトT細胞白血病ウイルス1型のことで、ATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)等の病気の原因となるウイルス

② 母子保健対策の推進

ア 母子保健対策の充実

妊娠中は短期間で健康状態が変化しやすいこと、また乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になることから、母子の心身の健康の確保を図る必要があります。

幼児の疾病や発達の問題などを早期に把握し、適切な医療や支援につなげるとともに、子育てに関する知識の普及・啓発を行い、子どもの成長発達に応じた親と子の支援に努めます。

子どもたちを感染症から守るため、予防接種の接種率の向上や正しい情報提供など、安全で安心な予防接種を推進します。

また、「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」や「鹿児島県歯科口腔保健計画」に基づき、乳幼児期からのむし歯予防対策を推進します。

さらに、望まない妊娠を防ぐため、年齢に応じた性に関する正しい情報提供や、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等における、成長発達に応じた食生活や運動、睡眠などの生活習慣を獲得するための保健指導の充実支援 ・市町村が実施する新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問等による早期の育児支援の推進 ・乳幼児健康診査や新生児聴覚検査等における疾病や発達の遅れ等の早期発見並びに早期支援体制の充実 ・市町村と連携し、健診等における子どもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識の情報提供 ・乳幼児突然死症候群や小児事故に関する予防対策等についての普及啓発の推進 	子ども家庭課 保健所
妊娠・出産等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性健康支援センター専門相談窓口の設置による望まない妊娠を含む思春期から更年期にかけての健康に関する悩みについての電話相談やメール相談等を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 	子ども家庭課 保健所
予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき市町村が行う定期予防接種の円滑な推進 ・接種率向上を図るため、予防接種の意義・効果について普及啓発を推進 	健康増進課
むし歯予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や学校が行う歯科保健活動の支援 ・県歯科医師会、市郡歯科医師会、かごしま口腔保健協会及び8020運動推進員連絡協議会と連携した普及啓発活動の推進 	健康増進課 保健体育課
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども家庭課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の充実 ・専門家、関係機関等との連携による性に関する指導の充実 	保健体育課

イ 親に寄り添う支援

育児に不安を抱えていたり、未熟児や発達障害などで子どもに育てにくさを感じたりしている親への支援に努めます。また、支援策や相談窓口等の周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップ、児童発達支援事業所などの関係機関を対象とした対応力向上研修を実施し、身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	子ども家庭課 障害福祉課 保健所
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進するため、発育発達クリニックを定期的に開催	子ども家庭課 保健所
育児不安や育てにくさを感じる親への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児や発達障害、慢性疾患等のある子どもを養育している親の精神的負担の軽減や育児支援のため、市町村と連携した訪問や交流会等の実施 ・市町村や医療機関等関係機関の連携のもと、育児に不安を感じていたり、育児に困難を来す心配のある妊産婦を早期に把握し養育支援を行う地域体制の推進 ・母子保健関係者の専門性向上のための研修会の開催 ・親が障害を有するなど、子育てが困難な親への保健師等の訪問や関係者の連携等による育児支援の実施 ・女性健康支援センターの専門相談窓口や一般相談窓口における子育てに対する悩みへの相談対応 ・<u>市町村の子育て世代包括支援センター、県発達障害者支援センター等の相談窓口や、保育所等による一時預かり、障害児等療育支援事業等の支援策の周知</u> 	子ども家庭課 障害福祉課 子育て支援課 保健所
先天性代謝異常等検査の実施	新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施による異常の早期発見並びに異常が発見された子どもへの適切な治療による障害の予防	子ども家庭課

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保

《現状及び課題》

結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくりのためには、周産期から小児期全般にわたり、切れ目のない医療提供体制が必要です。

本県においては、総合周産期母子医療センター^(注21)を中心に、県内5か所の地域周産期母子医療センター^(注22)と地域の病院、診療所等との連携による周産期医療体制を整備しており、新生児死亡率や周産期死亡率等の母子保健指標は、全国平均と同等となっています(図表-104, 図表-105)。

しかし、一部の地域においては産科医や分娩を取り扱うことができる医療機関が減少してきていることから、限られた医療資源を有効に活用して、分娩リスクに応じた医療が提供できるよう周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

小児医療については、小児救急医療拠点病院^(注23)のほか、地域の拠点病院等を中心とした医療連携体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、全国的に、医師の偏在が地域間や診療科間のそれぞれにおいて、長きにわたり課題として認識されている中、本県の産科・小児科の医師数は、奄美小児科・産科医療圏の産科医を除く全ての小児科・産科医療圏において全国平均を下回っており、県下全域において養成・確保に取り組む必要があります。

未熟児もしくは障害や慢性疾患を持つ子どもたちには、地域で十分な保健・医療、福祉サービスが提供される必要があり、子どもや家族に対する地域の養育支援体制、あるいは在宅医療の支援体制について、生活の質の向上の視点に立った環境整備が必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 周産期医療提供体制の確保

ア 安全で良質な周産期医療の提供

妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療体制の整備に努めます。

(注21) 相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠(重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等)、胎児・新生児異常(超低出生体重児、先天異常児)等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設で都道府県が指定する。

(注22) 産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設で都道府県が認定する。

(注23) 二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次保健医療圏を対象に、休日や夜間における小児重症救急患者を受け入れる医療機関

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
周産期医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療協議会による周産期医療体制の整備等についての協議 ・地域において持続的に妊婦健診や分娩を取り扱うことのできる医療体制が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、周産期医療機関の機能分担やそれに基づく医療機関の連携体制について協議 	子ども家庭課
周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合及び地域周産期母子医療センターにおけるハイリスク妊婦や新生児に対する高度な医療の提供のための運営費等の助成 	子ども家庭課
周産期の救急搬送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画に基づく緊急時の母体・新生児搬送等の体制整備の推進 ・救急車や新生児用ドクターカー、ドクターヘリ、消防・防災ヘリ等様々な搬送手段の有効活用に係る関係機関との連携 	子ども家庭課 保健医療福祉課 消防保安課 県立病院課
NICU ^(注24) 等への長期入院児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるNICU等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進 	子ども家庭課
産科医や助産師等人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医の処遇改善を図る医療機関への助成や、専門（後期）研修を受ける医師に対する研修奨励金の支給などによる産科医の養成・確保 ・養成所への運営費の補助や修学資金の貸与などによる助産師等の養成・確保 ・産科医療体制の確保が困難な地域において市町村等が産科医や助産師等の確保に要する経費の補助 	医療人材確保対策室 子ども家庭課

② 小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実・強化

子どもの命と健康を守り、保護者の育児に関する不安の解消を図るため、小児救急医療体制の整備に努めます。

また、かかりつけ医を持つことの重要性について子どもを持つ保護者に啓発していくとともに、地域のかかりつけ医の支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における小児救急医療体制の充実 ・鹿児島市立病院（小児救急医療拠点病院）や済生会川内病院、鹿屋医療センター等と各地域の小児科の医療機関等との連携による救急医療体制の確保 	子ども家庭課
小児救急電話相談事業（#8000番）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施及び相談窓口の周知 	子ども家庭課

(注24) Neonatal Intensive Care Unit：新生児集中治療管理室。新生児の治療に必要な新生児用呼吸循環監視装置や保育器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う施設のことをいう。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かかりつけ医の重要性の普及啓発	子どもを持つ保護者に対するかかりつけ医の重要性・必要性の普及啓発	子ども家庭課 保健医療福祉課
かかりつけ医に対する支援体制の整備	かかりつけ医支援の中核的な役割を担う地域医療支援病院の承認等	保健医療福祉課
小児科医をはじめとした医師の確保	小児科等の拠点病院等に勤務予定の医学生に対する医師修学資金の貸与、小児科等において、専門（後期）研修を受ける医師に対する研修奨励金の支給などによる小児科医等の養成・確保	医療人材確保対策室

イ 小児在宅医療の充実

在宅での医療を必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
在宅療養児及び家族への支援	医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるNICU等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進	子ども家庭課 保健所
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助	障害福祉課
在宅療養児や家族の交流の促進	在宅療養児及びその家族の支援のための療養に関する情報交換や精神的負担の軽減のための交流会の開催	子ども家庭課 保健所
在宅医療を支える人材育成	看護や介護の支援関係者を対象とした在宅医療に係る技術向上のための研修の実施	子ども家庭課
関係機関の連携による支援体制の整備	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児などが、地域において安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材を養成し、支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課

ウ 小児慢性特定疾病^(注25) 対策の推進

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童の健全育成を図るため、小児慢性特定疾病児の医療費の負担軽減を行います。また、小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども家庭課

(注25) 子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾病を指している。現在16疾患群（762疾病）が、その対象として国に認定されており、医療費の自己負担分について一部助成がなされている。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
適切な医療や療育が受けられる在宅医療の推進や自立の促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や訪問看護ステーション、療育機関や市町村等関係機関と連携した在宅療養環境や支援体制の整備 ・保健所や当事者団体による児童やその家族に対する相談支援や勉強会・情報交換会の実施・自立支援員による自立に向けた相談支援の実施 ・関係機関等との情報共有や支援の在り方等を検討する個別支援会議や地域レベルの連携会議の開催 ・小児慢性特定疾病対策協議会や小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の開催により、慢性疾患児をとりまく環境や成人期への移行期における支援、関係機関の連携の在り方等今後の支援対策を協議 	子ども家庭課 保健所

エ 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、子ども医療費や、未熟児や特定の疾病を有する児童が適切な治療を受けるための医療費について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児医療費助成	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討 	子ども家庭課
養育医療 ^(注26) の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担	子ども家庭課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども家庭課

(注26) 出生体重が2,000g以下、あるいは身体的に未熟で家庭で保育することが難しく、医師が入院治療の必要があると診断した未熟児が指定養育医療機関に入院して治療を受けた場合に、医療費の自己負担分について給付を受ける制度で、所得に応じて一部自己負担がある。

第5章 - 施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり
 - 基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	(自立支援医療(育成医療 ^(注27))) ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助	障害福祉課

(注27) 身体に障害がある子どもで、障害をなくしたり、障害の程度を軽くする確実な治療効果が期待できるとき、指定育成医療機関での治療費について給付を受ける制度で、所得に応じ一部自己負担がある。

【コラム】子宝の島・徳之島

徳之島町、天城町、伊仙町の3町は、市町村別合計特殊出生率が全国10位以内に入っており（図表－18参照）、特に伊仙町は2003（平成15）年から全国一位となっています。

2012（平成24）年には、徳之島空港の愛称を「徳之島子宝空港」とし、子宝の島として、全国へPRしています。

徳之島では「子は宝（くわどう宝）」との考え方が根付いており、親だけでなく祖父母や集落の人たちも一緒になって子育てをしています。子どもたちの成長を多くの人たちが見守り、人とのつながりの中で安心して子育てができる環境があります。この地域力こそが、徳之島の子育ての最大の魅力とされています。

住民が語る「徳之島での子育てのしやすさについて」

- 「子は宝」の教えや結いの精神があり、子どもを地域全体で見守っています。子や孫の世話を生きがいとする高齢者が多く、社会や職場に理解があり、知り合いなど周囲の協力も多く得られます。そのため子どもを取り巻く環境や子育てに対して大きな安心感があり、子育てにあまりストレスを感じないのです。
- 他人の子どもも自分も子どもと同じように成長を見守っており、子どもの誕生、入学、成人などの節目には、知人や地域の人たちも多数訪問し（100人を超えることも珍しくない）、盛大に祝う習わしがあります。子どもたちは、自分の成長を認められ、大切にされていることを感じて育っていきます。
- 第1子出産年齢が若く、多くの子どもに恵まれる傾向があります。周囲に多子世帯も多く、安心して育てられると感じ、子どもは多い方がいいと考えています。

徳之島における取組

徳之島では、各町において、各種の母子保健事業や子育て支援事業に加え、出産祝金（生まれた子どもに祝金を支給）や、医療費助成制度の拡充などの、子育て支援に資する独自の取組も進めています。

○ 学習への支援（徳之島町、天城町、伊仙町）

徳之島町では、公民館等を活用した異年齢集団での学習支援教室（学土村塾）や、夏季休暇を活用した勉強会（向学塾）、ICTを活用した教育を推進しているほか、天城町では、修学旅行の旅費全額助成や、独自の奨学金を設けて進学を支援する取組などを行っています。また、伊仙町では、自然やスポーツ、科学など他分野にわたり講師を招き、学ぶ取組（いせん寺子屋）を行っています。

○ 小規模校の存続による地域力の維持（伊仙町）

「集中から分散」をキーワードに、小規模校を存続させるまちづくりを行っています。小規模集落に町営住宅を整備し、人が増えることで子どもも増え、集落の活力を生み、子育ての力となる地域力の維持につなげています。

○ 島外や海外での体験や交流促進（徳之島町、伊仙町）

都会や海外での体験、交流を通じ、広い視野を持ち、国際社会でも広く活躍できる人材育成を図っています。島外での貴重な体験は、自分の故郷を早い段階から見つめ、良さを改めて感じる機会となります。

○ NPO法人「親子ネットワークがじゅまるの家」と連携した子育て支援（徳之島町、天城町、伊仙町）

NPO法人「親子ネットワークがじゅまるの家」では、妊婦と小さい子どもがいる家庭にホームビジター（ボランティア）が週1回訪問し、一緒に家事・育児をしたり、話をしながら過ごす家庭訪問型の子育て支援を行っています。特に島に親戚が少なく孤立しがちな母親などに好評です。そのほか、3町とそれぞれ連携して、病児保育一時預かりや、未就学児と親子を対象に体験や親子遊びをする「つどいの広場」の提供なども行っており、徳之島の子育て家庭にとって大事な場所となっています。

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

《現状及び課題》

近年、核家族化（図表－5）や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感の増大などが指摘されています。「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」「子どもの成績や勉強の指導が不安だ」との回答が多く見られ、家庭での子育てにおいて不安を感じていることがうかがえます（図表－51）。

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものですが、同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援することが求められています。

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えるため、団体や企業、地域住民など、地域の多様な主体が連携・協力して、地域全体で子育てを応援する気運づくりや、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、効果的な地域人材の活用や人材育成に努めることが重要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを応援する気運づくり

地域や職場、家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組む「育児の日」の普及や、市町村、子育てを支援する企業・事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート」の活用についての普及拡充等を通じて、地域で子育てを応援する気運づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	妊婦及び子どものいる世帯が事業に善意で協賛する企業や店舗の優待サービスを受けられる「かごしま子育て支援パスポート」の活用について、市町村や企業と連携して普及拡大	子育て支援課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会福祉協議会等と連携して、「育児の日」を普及促進	子育て支援課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなど、の取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子育て支援課
男性の家事・育児参加促進	「育児の日」フォーラムの開催や、ワーク・ライフ・バランス等についての企業などへの周知などにより、男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進	子育て支援課

② 地域における人材育成

ア 地域人材の活用と育成

保育所や幼稚園等だけでなく、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材を効果的に活用し、保育士等以外の担い手となる人材を確保します。

また、家庭や地域の養育機能が低下する中で、子育て家庭の負担感の増大等に対応するため、子育てや家庭教育支援に携わる人材の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高齢者が行う子育て支援活動の促進	高齢者を含むグループが行う互助活動に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する事業について、子育て支援活動にポイントを加算するほか、 <u>子ども食堂の支援活動等に対しポイントを加算</u> し、高齢者による子育て支援活動を促進	高齢者生き生き推進課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域の実情に応じて実施する子育てを支援する取組等に従事する子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	「 ^{ふるさと} 郷土に学び・育む青少年運動」の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の ^{えにし} 縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実（地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等）	青少年男女共同参画課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> 放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進 	青少年男女共同参画課
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (2) 地域における子育ての支援

《現状及び課題》

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」と回答した方が、20代で53.7%、30代で40.9%を占めている状況です（図表-51）。

このため、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの各種の子育て支援サービスや相談支援機能の充実に努めます。

また、親が安心して仕事と子育てを両立できるようにするため、保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、延長保育や病児保育、外国人の子どもの保育など多様な保育サービスの提供を促進する必要があります。

青少年の健全育成については、家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

さらに、障害等の有無にかかわらず、全ての人々が家庭や地域において普通の生活を送ることができる社会をめざす「ノーマライゼーション^(注28)」の理念に基づき、社会全体で障害児やその親を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人一人のニーズや特性に応じたきめ細やかな支援の推進など障害児施策の充実に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育て支援体制の整備

NPOや子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域子育て支援拠点などの地域の子育て支援体制の整備を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域の子育て支援に携わる地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課

(注28) 高齢者や障害者はもちろん、子ども、女性等を含めた全ての人々が、家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

② 保育サービスの充実

ア 保育基盤の充実

必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備促進	子育て支援課
地域型保育の実施促進	待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、小規模保育などの地域型保育の実施促進	子育て支援課
保育の質の向上のための環境整備促進	環境の整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課

イ 多様な保育サービスの提供

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育等のほか、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業などの市町村の取組を促進します。

また、障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもについて受入れが促進されるように努めます。

幼稚園等においても、本来の教育活動だけではなく、保護者のニーズに応じ、在園児に対する平日や休日の預かり保育、幼児教育相談等の充実が図られるよう、これらの取組を促進します。

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備など、就労形態の多様化や地域の実情に応じた取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 - 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
一時預かり事業の実施促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	子育て支援課
医療的ケア児の受入推進	<u>市町村や保育所等に対して、保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備</u>	子育て支援課
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	子育て支援課
休日保育の実施促進	保護者の勤務等により休日等に保育が必要である場合の、 <u>加算による保育所等における休日保育の実施促進</u>	子育て支援課
子育て短期支援の実施促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
幼稚園等における子育て支援の実施促進	預かり保育や教育相談等の実施促進及び保護者への情報提供	子育て支援課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備促進	子育て支援課
認可外保育施設の保育サービスの向上	待機児童の受入れや多様な保育サービスの実施など、一定の役割を果たしている認可外保育施設における保育サービスの向上を促進	子育て支援課
<u>外国人幼児に関する相談対応</u>	<u>外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳者の配置支援や、支援方法等に係る設置者からの相談対応</u>	子育て支援課

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どものための教育・保育給付	施設型給付費等の利用者負担について、世帯の所得の状況その他の事情により経済的負担を軽減	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子育て支援課
実費徴収にかかる補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

工 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価、運営改善等の実施

各法令等に基づき実施する保育所等の指導監査について、市町村との連携を図り、効率的な指導監査を実施します。

特定教育・保育施設が教育・保育の質を確保し、さらなる向上を図るために、自己評価等を適切に実施することを促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所児童保育要録等の周知	保育所児童保育要録及び幼保連携型認定こども園園児指導要録の周知及び記入の手引きの作成・配布	子育て支援課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課
教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の実施促進	教育・保育の質を確保し、更なる向上を図るため、教育・保育施設における自己評価等の実施促進	子育て支援課

③ 放課後児童対策の促進

ア 放課後児童対策の促進

昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、施設整備等による受け皿の確保に努め待機児童の解消を図るとともに、開設日や開所時間の延長の促進、放課後児童支援員等の資質の向上、障害児童への対応等、放課後児童対策の更なる充実に努めます。

放課後児童クラブの施設整備については、国の制度に基づく放課後児童クラブの新設・改築を補助対象とした児童健全育成対策事業や、学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設の活用を補助対象とした地域子ども・子育て支援事業を積極的に活用し、実施主体である市町村に対し、放課後児童クラブの施設整備の補助を行うことにより、放課後児童の受け皿整備に努めます。

市町村における受け皿整備にあたっては、放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委

委員会^(注29)」を開催し、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ等の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局が連携して受け皿確保に向けた取組が推進できる仕組みづくりを促進します。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を進める取組を支援します。

放課後児童クラブの運営については、国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業制度等を積極的に活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を行うとともに、開設日や開設時間の延長等について、実施主体である市町村に対し、国の補助制度を周知し活用を促す等、更なる充実を図ります。

さらに、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらい、有資格者となることを目的とした「認定資格研修」や、放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質、子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術等を習得することを目的とした「現任研修」を、県内数カ所で開催します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長について、国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業による開所加算制度の積極的な活用を促進し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施 ・多様な民間サービスの参入促進 	子育て支援課
放課後児童クラブの整備促進	<p><u>新・放課後子ども総合プランに基づく待機児童解消のため、国の制度に基づく放課後児童クラブの新設・改築を対象とした児童健全育成対策事業や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設の活用を対象とした地域子ども・子育て支援事業の積極的な活用により、放課後児童クラブの施設整備を促進</u></p>	子育て支援課
放課後子ども総合プラン推進委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための新・放課後子ども総合プランに基づく推進委員会を開催。 	子育て支援課 青少年男女共同参画課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進 	青少年男女共同参画課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員、補助員及び放課後子ども教室に携わる人材等の資質の向上を図るため、放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質、子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術等を習得する現任研修を県内数カ所で開催 	子育て支援課 青少年男女共同参画課

(注29) 行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者等

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修を実施 放課後児童支援員及び放課後児童支援員を補助する者の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施 	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業制度による放課後児童クラブの経費への補助を実施 障害児の受け入れに必要となる専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
就学児を対象とした障害通所支援の推進	放課後等デイサービス事業所等(放課後等デイサービスを併せて実施する児童発達支援センターを含む)が障害児通所支援のサービスの提供に要する費用の一部を負担	障害福祉課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業制度による放課後児童クラブの運営費への補助を実施	子育て支援課
放課後児童支援員等の賃金改善	放課後児童支援員等に対し、現任研修を実施し、支援員の資質向上を図り、児童の安全や事業の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業の処遇改善等加算による処遇改善を実施	子育て支援課

④ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

保護者や子ども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けられるよう、各種の相談支援機能の充実に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
児童相談所の相談機能の充実	児童の問題に関する相談機関である児童相談所における相談機能の充実	子ども家庭課 児童相談所
家庭児童相談室による相談の実施	地域振興局等の家庭児童相談室における家庭相談員等による相談の実施	地域振興局・支庁地域 保健福祉課
子ども・家庭 110 番による電話相談の実施	子どものしつけ、心や身体の発達など子どもの問題で悩みを持つ保護者、友達や家族のことで悩んでいる子どもに対する電話相談の実施	中央児童相談所

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児救急電話相談事業 (#8000番)の実施	子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う 電話相談の実施及び相談窓口の周知	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん 事業)の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭 の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども家庭課
養育支援訪問事業(育 児支援家庭訪問事業) の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援 が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども家庭課
家庭教育・子育てに関 する情報の提供	家庭教育・子育てに関する相談機関や支援制度等に関する情報 の取りまとめ及び提供	社会教育課
男女共同参画に係る相 談の実施	子育てや家庭に関することを含め、男女共同参画を阻害する行 為に関する様々な悩みに対する相談の実施	男女共同参画室 男女共同参画センター
配偶者等からの暴力対 策の推進	配偶者等からの暴力を防止し、子どもを含めた被害者の保護を 図り、暴力のない家庭環境を確保するための関係機関の連携強化 及び女性相談センターを中心とする各配偶者暴力相談支援センタ ーの相談機能の充実	男女共同参画室 男女共同参画センター 女性相談センター 地域振興局・支庁地域 保健福祉課

⑤ 子どもの健全育成

ア 青少年健全育成の推進

青少年にとって最も身近な家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進しま
す。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシ
ヤルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等に
より新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ふるさと 「郷土に学び・育む青少年運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>青少年育成指導員等の資質向上を図るための研修会の開催</u> ・ <u>中学生を対象とした「少年の主張県大会」の開催</u> ・ <u>地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実</u> ・ <u>地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援</u> ・ <u>「青少年育成の日^(注30)」や「家庭の日^(注31)」の普及・啓発</u> ・ <u>県青少年団体連絡協議会への助成</u> ・ <u>県青少年保護育成審議会の開催やコンビニ・携帯ショップ等に対する立入調査、指導の実施</u> ・ <u>地域青少年育成推進協議会の企画・運営及び青少年運動強調期間における青少年運動の推進</u> 	青少年男女共同参画課
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成のための社会教育指導者の養成の促進 ・ 青少年健全育成に関わる社会教育関係団体等の育成 ・ 県PTA連合会、県子ども会育成連絡協議会、県公民館連絡協議会等各種関係機関・団体との連携による青少年健全育成活動の推進 	社会教育課 青少年男女共同参画課
児童館・児童センター等の活用	子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする児童館・児童センター等の活用	子育て支援課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小中連携による情報交換の充実</u> ・ <u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実</u> 	義務教育課 高校教育課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・ 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・ 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・ 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

⑥ 障害児施策の充実等

ア 早期気づき・早期支援の推進

発達障害が疑われる子どもについて、市町村が実施する乳幼児健康診査等において早期に気づき、関係機関と連携した早期支援を行うことにより、子どもの成長発達を促進し、保護者の精神的負担を軽減できるよう支援体制の充実を図ります。

(注30) 本県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」と定め、家庭・学校・職場・地域等が一体となった取組を推進し、関係施策の実効を期するための契機としている。

(注31) 本県では、すべての家庭が、円満で明るい家庭をつくるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップ、児童発達支援事業所などの関係機関を対象とした対応力向上研修を実施し、身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	障害福祉課 子ども家庭課 保健所
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進するため、発育発達クリニックを定期的に開催	子ども家庭課 保健所

イ 障害児施策の充実

障害のある子ども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等により、一人一人のニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受入れ促進を図ります。

さらに、障害のある子どもの就労支援を図るため、障害者就業・生活支援センター^(注32)における指導・助言などを実施します。

発達障害については、見た目には障害がわかりにくいという特徴があることから、市町村や関係機関と連携して、広く理解の促進に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児通所支援の推進	・児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担 ・認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しながら児童発達支援 ^(注33) を利用している方に対し、利用者負担額の一部を助成	障害福祉課
障害児への介護等の実施（ホームヘルプ）	日常生活を営むのに支障がある障害児に対する入浴、排泄など介護等の実施	障害福祉課
障害児に対する保護の実施（ショートステイ）	障害児の介護を行う保護者が、疾病等のため一時的に介護ができない場合の、施設による短期間の保護の実施	障害福祉課
障害児入所施設における入所支援の推進	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児に対する支援に要する経費の一部を負担 特に、制度の周知等による障害児入所施設における小規模グループケア加算の取得等を促進	障害福祉課
障害児入所施設における小規模グループケア等の推進	制度の周知等による障害児入所施設における小規模グループケア加算の取得等の促進	障害福祉課

(注32) 障害者に対し、身近な地域において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う機関

(注33) 通所利用の障害児やその家族に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活の適応訓練その他の便宜の供与

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
医療的ケア児等への支援	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児などが、地域において安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材を養成し、支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課
発達障害児等への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けることができるよう、地域における療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター^(注34)の設置等を促進 こども総合療育センターにおいて、障害児全般にわたる総合相談窓口を備えるとともに、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象とした外来診療・療育、離島等への巡回療育相談、地域療育支援体制構築のための助言・指導及び研修を実施 児童相談所において、離島等に居住する児童とその保護者に対し、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の専門スタッフが巡回して、指導・助言や療育手帳^(注35)の判定等の実施 	障害福祉課 こども総合療育センター 児童相談所
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	子育て支援課
医療的ケア児の受入推進	市町村や保育所等に対して、 <u>保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより</u> 、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、放課後児童クラブの経費への補助を実施 障害児の受け入れに必要な専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を実施 発達障害者支援センター^(注36)において、就労に関する相談対応や情報提供を実施 	雇用労政課 障害福祉課 こども総合療育センター
発達障害への理解の促進	発達障害者支援センターを核にした、障害の特性に応じた啓発の実施	障害福祉課 こども総合療育センター

(注34) 児童発達支援に加え、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

(注35) 知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進に資することを目的として交付する手帳

(注36) 発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、ライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害についての情報提供や研修を行う機関(本県においては、こども総合療育センターに併設)

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

障害のある子どもに係る医療費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	(自立支援医療(育成医療)) ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
難聴児に対する支援の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (3) 保育士等の人材確保

《現状及び課題》

県内では、女性の就業増や各地域における保育所等の整備の進展を背景に保育士需要が急増しています（図表－138）。保育士不足のため、定員を下回る児童しか受け入れられない施設もあり、今後一層の増加が見込まれる保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育人材の育成と確保が喫緊の課題です。

しかしながら、幼稚園教諭や保育士の平均勤続年数は短く、平均賃金は全職種に比べて低い傾向にあります。2014（平成26）年の本県の保育士の勤続年数は8.0年、幼稚園教諭の勤続年数は6.1年に比べ、2018（平成30）年には保育士9.5年、幼稚園教諭8.5年と長くなりましたが、全職種の11.0年を下回っています（図表－139、図表－140）。質の高い教育・保育を安定的に提供していくためには、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るとともに、処遇の改善をはじめとする労働環境への配慮により長期間の就業を継続しやすい職場を構築していくことが重要です。

このため、保育士等がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりや、県内の保育施設等への就職を促進する取組など、保育士等人材の確保に努めます。

あわせて、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保や質の向上に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 保育士等の人材確保

ア 保育士等の確保

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育・保育の質を支える優秀な人材の確保に対応するため、保育士修学資金等の貸付や保育士人材バンクの活用を図るとともに市町村の保育士確保の取組とも連携するなど、人材確保の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士の確保	保育士人材バンクの活用による市町村への人材確保の支援や保育士修学資金等の貸付により保育士確保の取組を行う	子育て支援課
保育士の再就職支援	復職等を希望する潜在保育士に対し、求人情報の提供や保育士人材バンクの登録、就職準備金等の貸付による復職等支援を行う	子育て支援課
保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援	・保育士資格または幼稚園教諭免許状のいずれかを有する者に対し、幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得特例制度を周知 ・認定こども園等で勤務する職員が保育士資格（幼稚園教諭免許状）を取得するために要した大学の受講料等の補助	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事するために必要な研修を実施し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保に努めます。

また、放課後児童クラブについては、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等について、引き続き研修を実施し、人材の確保に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域子ども・子育て支援事業等に従事する子育て支援員の確保及び質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課
放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員の認定資格研修の実施	子育て支援課

② 研修の充実等による資質向上

ア 保育士等の資質向上

子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、保育士等の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士等の資質向上	保育士及び保育教諭等の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭及び保育教諭の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士等の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上

一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事するために必要な研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質向上に努めます。

また、昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、放課後児童支援員等の資質の向上を図るための研修をすることで、放課後児童健全育成事業の更なる質の向上を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域子ども・子育て支援事業等に従事する子育て支援員の確保及び質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員及び補助員等の資質向上を図るため、必要な知識及び技術の習得等の現任研修を行う 放課後児童支援員を補助する者の研修の実施 	子育て支援課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子育て支援課

③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

ア 保育士等の処遇改善

質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく、働きがいのある職場を構築するための取組を進めます。「長く働くことができる」職場を構築するため、保育士や幼稚園教諭の働きやすい環境の改善に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	施設長及び経営者を対象に職場環境の改善の取組への理解を促し、保育士のより良い職場環境づくりを目指す	子育て支援課
保育士等の負担軽減	保育所等に対し、保育士等の業務の負担を軽減するための、保育補助者や保育支援者の配置に要する費用を補助	子育て支援課

イ 放課後児童支援員の処遇改善

放課後児童クラブの活動を充実させ、「長く働くことができる」職場を構築するため、放課後児童支援員の賃金改善等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の賃金改善	国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業により放課後児童支援員等の賃金改善を促進	子育て支援課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減

《現状及び課題》

「県民意識調査」によると、20代と30代における「理想とする子どもの数」は「3人」が最も多くなっている一方で、「実際に持ちたい子どもの数」は「2人」との回答が最も多くなっています（図表-25）。

その差の理由としては、「収入に対して子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（39.8%）が最も多い状況です（図表-26）。また、子育ての環境面での悩みとして多い回答は、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」（49.3%）というものです（図表-52）。

これらのことから、少子化の一因として、子育てに係る経済的負担が大きいということが考えられます。

2010（平成22）年に実施された「インターネットによる子育て費用に関する調査（内閣府）」によると、年間子育て費用の総額は、未就学児で一人当たり約84万円、保育所・幼稚園児で約120万円、小学生は約115万円、中学生で約155万円であり、子育て費用の内訳で比重の高い費目は、未就学児は「子どものための預貯金・保険」「生活用品費」、保育所・幼稚園児は「保育費」、小・中学生は「食費」です。中学生は「学校教育費」「学校外教育費」の比重も高くなっており、義務教育でない高校や大学への進学にはさらに多くのお金が必要になってきます。

このため、若年層の経済的基盤の安定を図るとともに、子どもの医療費助成や多子世帯に対する保育料等の軽減措置など、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育て世代の経済的負担の軽減

ア 医療費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前における乳幼児医療費助成等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児医療費助成	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討	子ども家庭課
養育医療の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担	子ども家庭課
小児慢性特定疾病医療費の助成	子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる特定の疾患について、治療に必要な経費について助成する。	子ども家庭課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	身体に障害を有する児童(18歳未満)で、その障害を除去・軽減するための手術等の治療に対し医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担する。	障害福祉課
重度心身障害児医療費の助成	重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課

イ 教育・保育費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どものための教育・保育給付	施設型給付費等の利用者負担について、世帯の所得の状況その他の事情により経済的負担を軽減	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、放課後児童クラブへの運営費への補助を実施	子育て支援課
高等学校等就学支援金	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等に在籍する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給 私立高校等については、所得要件を満たす世帯の高校生等に対して就学支援金を加算 	総務福利課 学事法制課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与 	総務福利課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

ウ 離島居住者の経済的負担の軽減

離島に居住する子育て世代やその子どもに対し、交通費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課
離島における出産経費の助成	常駐の産科医がない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
離島生徒大会参加費の助成	離島生徒の経済的負担を軽減するために、県大会等へ参加する離島生徒の経費の一部を助成	保健体育課 義務教育課 高校教育課
奄美群島住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島ー奄美群島間等の移動コストの負担軽減を図るため、奄美群島の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課
特定有人国境離島地域住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島ー特定有人国境離島地域間等の移動コストの負担軽減を図るため、同地域の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課

エ その他の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の子どもの入館・入園料を無料化などを行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	事業に善意で協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した子育て家庭に対し、割引や独自の優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する機運の醸成及び子育て家庭の負担軽減の推進	子育て支援課
子どもの入館料等無料化	子どもたちが鹿児島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。	青少年男女共同参画課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

《現状及び課題》

ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、子どもが安全で安心して暮らせる社会づくりが必要です。

なかでも住環境や生活環境は、子育てに大きな影響をもたらすことから、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられるよう住環境の向上を図り、道路や施設のバリアフリー化を進めるほか、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めることも大切です。

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性(図表-91, 図表-92)を減らし、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、子どもが日常的に集団で移動する経路等の道路交通安全環境を整備するとともに、交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育の普及が必要です。また、子どもたちが安心して外出できるよう、防犯体制の整備など、地域ぐるみで子どもを見守るための対策が必要です。

さらに、犯罪などにより被害を受けた子どもは、精神的に大きなダメージを負っており、専門機関や専門家によるケアが必要です。被害を受けた子どもだけではなく、その家族に対してもカウンセリング等を実施するとともに、警察、学校などの関係機関が連携し、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 安全・安心まちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

住まいづくりにおいて子育てを支援するため、良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー向け住宅の供給推進	安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ、自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、子育て世帯向けの県営住宅を整備	住宅政策室
子育て世帯に対する入居収入基準の緩和	子育て世帯(中学校就学前までの子どもを持つ世帯)に対する県営住宅への入居収入基準の緩和	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅(空き家の活用を含む。)の登録・情報発信	住宅政策室
健康な住まいづくりに関する相談等の実施	住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施	住宅政策室

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

妊産婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和を図るなど、公共的施設等のバリアフリー化を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
公園の整備	公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	妊娠中の方や子ども連れ等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することや、鉄道駅のエレベーター・スロープの設置等による段差解消等に要する経費の一部を助成することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課 交通政策課

ウ 安心して集い遊べる場の整備

子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺において、水遊び場や散策路等の親水施設を整備するほか、安全に遊べる公園・海岸の整備を促進します。

また、子どもたちが土砂災害に遭わないように、子どもたちが集い憩う児童福祉館等要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤^(注37)等の整備を推進するとともに、市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
リバーフロント ^(注38) の整備	多くの人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備の促進	河川課
海岸環境の整備	海岸保全区域内において、自然環境と調和した海浜地のレクリエーション機能、良好な生活環境を創造するための整備	港湾空港課
公園の整備	ふれあいの場やうらおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課
砂防えん堤等の整備	児童福祉館など要配慮者利用施設を守る砂防えん堤等の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備の支援	砂防課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 子どもを交通事故から守る取組の充実

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、交通事故が多発している道路等において歩道等の整備を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課

(注37) 土砂災害による被害を防ぐために作られる施設。土石流を受け止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の縦断勾配を緩やかにし、土砂のスピードを抑えて、河岸の浸食や山の崩壊を抑制する働きがある。

(注38) 河岸や河畔など川に面した水辺空間

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を整備確保する必要がある歩道等の整備	道路維持課
安全な道路交通環境の整備	未就学児が日常的に集団で移動する経路について、幼稚園等、道路管理者、警察が連携して実施した安全点検の結果を踏まえ、必要な交通安全対策を実施	子育て支援課 道路維持課 交通規制課
キッズ・ゾーンの設定による対策の推進	市町村等が設定したキッズ・ゾーンにおける、具体的な交通安全対策の検討と実施	子育て支援課 道路維持課 交通規制課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	妊娠中の方や子ども連れ等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課

イ 交通安全教育の普及

子どもやその保護者を対象に、警察や学校等の関係機関が一体となって交通安全教育や広報・啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	「交通事故0月間運動」(年2回)期間における交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める安全教育の推進	保健体育課
学校保健・安全・歯科保健講習会の実施	「学校保健・安全・歯科保健講習会」での、教職員・PTA関係者等に対する交通安全教育の推進	保健体育課
県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯教育の普及及び防犯活動の充実

学校において防犯意識を高める指導を行うほか、様々な機会をとらえ、子ども自身が自らの身を守る方法等を学べる場をつくとともに、教職員等を対象にした講習会を開催するなど、防犯教育についての普及啓発を図ります。

また、子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を活用し、地域の安全情報等を共有化するなど、地域を挙げた防犯活動を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域ぐるみの学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等 	保健体育課
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、警察及び教育委員会による学校の安全管理及び防犯に関する講話・実技等を内容とした講習会の開催	保健体育課
子どもに対する実践的な防犯教育の推進	<u>小中学校等において開催する防犯教室等において、「いかのおすし」を周知するなど、子どもたちが自ら危険を予測・回避する能力を身につけさせるための実践的な防犯教育を推進</u>	保健体育課 生活安全企画課
「子ども110番の家」活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」委嘱状況の検討・見直し ・委嘱者に対する地域安全情報の提供 	生活安全企画課
子どもの見守り活動の推進	行政、学校、地域などの関係機関・団体が連携し、子どもの安全に関する情報共有、通学路等の安全確認、 <u>児童生徒と地域の防犯パトロールを行うメンバーとの顔合わせのほか、地域の住民がウォーキング等の日常活動を行う際や、商工業者等が日常の事業活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の実施を普及啓発するなど、地域社会全体での子どもの見守り活動を推進</u>	くらし共生協働課 生活安全企画課

イ 消費者教育の充実

小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催や、広報・啓発資料を作成して配布するなど、関係機関と連携を図りながら、子どもたちが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した消費者になるための教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
消費者教育の推進	小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催及び広報・啓発資料の作成・配布など、関係機関との連携による消費者教育の推進	消費者行政推進室 消費生活センター 大島消費生活相談所

④ 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導體制の充実

犯罪等の被害を受けた子どもやその家族などに対しては、「少年サポートセンター^(注39)」や「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称 FLOWER^(注40)）」等において、相談やカウンセリング等を実施し、総合的かつ継続的な支援を推進します。

(注39) 関係機関やボランティア団体等と連携し、街頭補導、サイバーパトロール、立ち直り支援、非行防止教室、少年相談等を行っている。

(注40) 性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面などのケアを含め、連携し途切れのない支援を迅速に提供する公的ネットワーク。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「少年サポートセンター」における相談事業等の実施	少年サポートセンター職員等による、被害児童に対するカウンセリング及び保護者に対する指導・助言	少年課 少年サポートセンター
犯罪被害者等支援総合窓口における相談事業の実施	子どもを含む犯罪被害者等に対し、個別相談窓口の案内や国の基本計画に基づく県の犯罪被害者等支援施策の案内の実施	くらし共生協働課
「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」における相談及び各種支援の実施	子どもを含む性暴力・性犯罪被害者等に対し、被害直後からの相談対応、医療支援、捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関((公社)かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県)が連携・協力して実施	くらし共生協働課 相談広報課

【コラム】いぶすき学校応援団の取組

地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」

地域の教育力の低下、家庭の孤立化といった問題や学校の抱える課題は複雑化、多様化している今、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現することが重要になっています。

そこで、県では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進しています。

この活動により、未来を担う子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながります。

また、子どもたちが地域の行事や活動に積極的に参加したり、地域住民が学校の教育活動に参画したりすることをとおして、地域全体の活性化を目指します。

本県においては、県内各地において、地域の各種団体や企業・個人ボランティア等による子どもたちの育成に関する様々な支援活動が行われています。特に、「学校支援活動」としての「かごしま学校応援団」は、「地域学校協働活動」の重要な活動の一つであり、県内全市町村の多くの学校で取り組まれています。

校区公民館を核とした「いぶすき学校応援団」の取組（指宿市）

指宿市では、地域の中の学校という観点から、校区公民館を核とした地域と学校との結びつきを強めるための組織づくりとして、各小中学校区に学校応援団協議会を設置し、地域と学校との連携を深める取組を行っています。

地域と学校をつなぐ重要な役割を果たす地域コーディネーターは、市内全小学校区、中学校区に各一人設置しており、地域住民や地域団体と深いつながりを持ち、かつ地域の人的・物的資源をよく知っている公民館主事が主に担っています。地域コーディネーターの調整のもと、校区公民館を核とした学習支援や登下校安全指導などの活動が行われています。

<活動事例>

○ いぶ好き「ふるさと学」

小中一貫教育推進事業として「いぶ好き『ふるさと学』」を導入し、地域の理解とふるさとを愛する心を育て、地域の発展を支える人材の育成に努めています。開聞中学校区では、校区内の伝統芸能団体の方々が学校応援団ボランティアとして協力し、小5～中1（9年間のうちの中期）の児童生徒を対象に、開聞の良き伝統芸能を素材にした小中学校間の交流学习を行っています。

○ 地域の文化や伝統工芸の理解促進

琉球傘踊りや棒踊り、猿の子踊りなど各地域に残る伝統芸能の指導を行っています。また、小学校の社会科の授業で、地域の伝統工芸である開聞の「つげぐし」に携わる方の話を聞き、作り方や実物に触れながら、伝統や文化を継承していくことの大切さを子どもたちへ伝えています。

○ 「総合的な学習の時間」等における学習支援

小学校の「総合的な学習の時間」において、そばの植え付けやそば打ち、老人会との交流、書写の指導などを実施しています。また、地域の様々な人材を講師に招き、指宿市の特色ある産業や仕事について伝えています。そのほか、家庭科の学習や登下校の安全指導などにも地域の方々が様々なボランティア活動に参加しています。奉仕作業には、地域の方々と指宿商業高校生のボランティアも参加しています。